

岐阜市ジュニアリーダークラブ規約

(名称)

第1条 このクラブは、岐阜市ジュニアリーダークラブという。

(目的)

第2条 このクラブは、ジュニアリーダー相互の交流と各種研修を通して、リーダーとしての資質向上を図り、もって子ども会活動をはじめとした地域の行事に参加することで、地域社会との交流を深めることを目的とする。

(組織)

第3条 このクラブは、岐阜市子ども会育成連合会（以下、「市子連」という。）に属し、前条の目的に賛同する以下の者によって組織する。

(1) 岐阜市内に在住または在学する中学生並びに高校生

(2) 前号に掲げる者のほか、市子連が認めた者

このクラブは、各ブロックに分かれ組織するものとする。（以下、「ブロックジュニア」という。）

(活動)

第4条 このクラブは、第2条に規定する目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

(1) 子ども会からの依頼によるインリーダーの指導援助及び活動支援

(2) 地域の行事、共同募金等の社会奉仕活動

(3) 会員の資質向上を図るために必要な研修

(活動拠点)

第5条 ブロックジュニアは、各ブロックに設置された青少年会館を活動の拠点とする。

(役員)

第6条 ブロックジュニアに、次の役員を置く。

(1) ブロック会長 各ブロック1名

(2) ブロック副会長 各ブロック若干名

(3) ブロック書記 各ブロック若干名

(役員の仕事)

第7条 ブロック会長は、ブロックジュニアを総括し、ブロックジュニアを代表する。

ブロック副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

ブロック書記は、活動内容を記録する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 ブロックジュニアは、会員相互の交流と資質向上のため、定例会及び臨時会を開催するものとする。定例会は、毎月開催し、臨時会は、必要に応じて開催する。ただし、特に事情があると認めるときは、定例会を中止することができる。

(育成指導者)

第10条 このクラブに育成指導者を置く。

育成指導者は、各ブロックの育成者の代表より充てる。

育成指導者は、ブロックジュニアの運営及び活動全般について指導助言を行う。

(活動経費)

第11条 このクラブの活動に必要な経費は、市子連会計に計上された年少指導者研修活動費をもって充てる。

ブロックジュニアの活動においては、ブロック子ども会育成会、地域からの援助を妨げない。

(庶務)

第12条 このクラブの庶務は、市子連事務局がある社会・青少年教育課において処理する。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、このクラブの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

改正 令和 2 年 4 月 1 日より、(組織) 第 3 条 組織について (2) を付加

改正 令和 2 年 4 月 1 日より、(庶務) 第 12 条 市子連事務局を変更